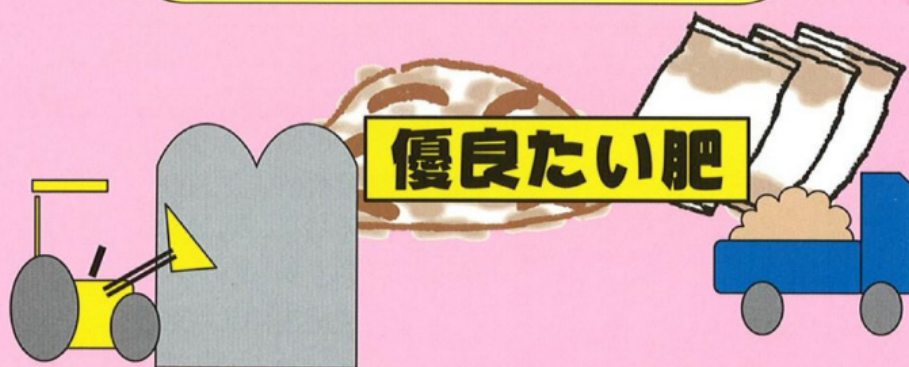
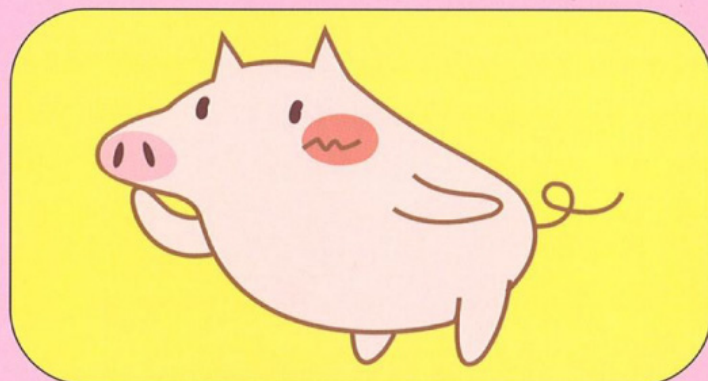


家畜排せつ物に関する記録帳

家畜ふん尿の発生量を  
記録しましょう！

ぶた編



社団法人 千葉県畜産協会

# 法律の概要

## 家畜排せつ物の管理の適正化

### ○ 管理基準の遵守（法第3条第2項）

畜産業を営む者は、管理基準に従い家畜排せつ物を管理しなければならない

#### ① 施設の構造に関する基準

- ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする
- 尿やスラリーの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする

#### ② 家畜排せつ物の管理方法に関する基準

- 家畜排せつ物は施設において管理すること
- 施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
- 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと
- 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること

### ○ 管理基準の対象となる畜産農家

家畜の種類	対象となる飼養規模	対象月齢
牛	10頭以上	6か月齢未満は対象から除く • 肉用牛繁殖経営の場合 出荷されることが確実な場合は、10か月齢未満のものを対象から除く • 乳用種育成経営の場合 飼養されている育成牛の1/3の頭数が10頭以上の場合は管理基準が適用される
豚	100頭以上	3か月齢未満は対象から除く
鶏	2,000羽以上	2日齢未満は対象から除く
馬	10頭以上	6か月齢未満は対象から除く

平成14年11月1日から家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録することが義務づけられました。

(家畜排せつ物法施行規則第1条第1項第二号ホの規定)

## 解説

### (1) 施設に関する基準

#### ①ふん（固形状の家畜排せつ物）

床をコンクリート張りにしたり、防水シートを敷き、かつ適当な覆い及び側壁を設けることにより、**汚水が流れ出ないように**すること。

#### ②尿（液状の家畜排せつ物）

ふんと同様に、コンクリート、防水シート、鋼板など**汚水が地下浸透しない**施設で管理すること。

### (2) 管理に関する基準

①家畜排せつ物を(1)で定めた施設で管理すること。

②家畜排せつ物を管理する施設のひび割れ、覆いの破れ等の点検をおこなうこと。

点検により、破損部分が確認された場合、速やかに修繕を行うこと。

③管理施設で家畜排せつ物を適切に管理できるように、**年間の発生量、処理の方法及び処理方法別の数量について記録**すること。

この基準は、**平成14年11月1日**から適用されます。

### ☆ 家畜排せつ物の発生量の記録について

- ・施設の容量不足により、不適切な管理にならないために、家畜排せつ物の発生量を確認するために定められました。
- ・定期的な報告は義務づけられていませんが、立ち入り検査などの場合には、提出を求められることがあります。
- ・飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用います。

### (3) 定期点検・修繕・維持管理について

この基準は、**平成11年11月1日**から既に適用されています。

### (4) 構造基準・施設管理について

この基準は、**平成16年11月1日**から適用されます。

# 記入例

## 豚一貫経営の場合

肥育豚（3ヶ月齢以上）：2,000頭、繁殖豚：100頭  
 自作地にふんを3割還元し、残り7割を耕種農家へ譲渡  
 自作地に尿を2割還元し、残り8割を共同浄化処理施設で処理

別紙

（農家における記録の様式：養豚）

## 平成 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

（記入日：平成 年 月 日）

### 1 年間の家畜排せつ物の発生量

（単位：t/年）

種類	平均的な飼養頭数（頭）①	1頭当たりの排せつ物量		1年当たりの排せつ物量		
		ふん②	尿③	ふん④ (①×②)	尿⑤ (①×③)	合計⑥ (④+⑤)
肥育豚	2000	0.77	1.39	1540	2780	4320
繁殖豚	100	1.20	2.56	120	256	376
合計	2100	—	—	1660	3036	4696

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

### 2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	3割	2割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	7割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	8割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他（ ）	割	割
合計	10割	10割

注1) ②は、堆肥センター等の共同利用施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入する。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合、固形物として処理している場合はふん、液状物として処理している場合は尿に記入する。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

- 発生量については、1頭当たりの標準的な年間発生量が示されているので、それに頭数をかけて算出してください。
- 処理方法については、発生量を10割とした場合の大まかな割合を記入してください。

別 紙

(農家における記録の様式：養豚)

## 平成 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

(記入日：平成 年 月 日)

### 1 年間の家畜排せつ物の発生量

(単位：t/年)

種 類	平均的な飼養頭数(頭) ①	1頭当たりの排せつ物量		1年当たりの排せつ物量		
		ふん ②	尿 ③	ふん④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計⑥ (④+⑤)
肥 育 豚		0.77	1.39			
繁 殖 豚		1.20	2.56			
合 計		—	—			

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数等を用いる。

### 2 処理の方法及び処理の方法別の数量

処 理 方 法	割 合	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他 ( )	割	割
合 計	10 割	10 割

注1) ②は、堆肥センター等の共同利用施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入する。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合、固形物として処理している場合はふん、液状物として処理している場合は尿に記入する。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。